

平成26年4月23日

「宇治茶ブランド拡大協議会」規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、「宇治茶ブランド拡大協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成25年度京都府地域力再生プロジェクト支援事業での成果を基軸におき、平成26年度以降も引き続き、産官学の連携により、世界に誇る宇治茶のブランド力を高め、気候変動をはじめとする様々な課題や後継者問題等に積極的に取り組み、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次のような事業に取り組む。

- (1) 「気候変動と宇治茶」に関する産官学連携の勉強会の実施
- (2) (1)と連動した実証実験の実施
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業の実施。

第2章 会 員

(会員)

第4条 協議会は、別表に示すとおりである。

第3章 役 員

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、会員の互選により選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計監査を行う。
- (4) 顧問は、協議会の業務について助言を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

2. 会議は、協議会の事業を円滑に進めるため、企画・実施その他運営に必要な業務を行なう。

第5章 会 計

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、特定非営利活動法人「京都・地球みらい機構」に事務局を置く。

第7章 補 則

(細目)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な細目は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月23日から施行する。